

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、個人情報が記載された診療情報提供書を、他の医療機関へ誤送付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報
氏名、生年月日、性別、診療情報等

2 事案の経過

患者Bの診療情報提供書を郵送する際に、患者Cの診療情報提供書を一緒に封入し、病院Xへ誤送付したものを。

○令和5年11月17日（金）

- ・プリントアウトされた診療情報提供書について、医師事務作業補助者Aが、患者Bと患者Cのものが2枚重なっていることに気付かないまま、患者Bの封筒と一緒に封入し、病院Xへ郵送した。

○令和5年11月22日（水）

- ・病院Xより当センターの地域医療連携室に、患者Bの診療情報提供書が入った封筒の中に患者Cの診療情報提供書が混入されている旨の連絡があり、誤送付が発覚した。
- ・病院Xへ謝罪するとともに、患者Cの診療情報提供書を破棄していただくよう依頼し、破棄した旨の回答があった。

○令和5年11月24日（金）

- ・改めて、患者Cの診療情報提供書を病院Yへ郵送した。

○令和5年12月1日（金）

- ・医師事務作業補助者Aが患者Cに、対面にて本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤送付の原因

- ・医師事務作業補助者Aが、患者Bの診療情報提供書を封入する際に確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・事案発生部署の医師事務作業補助者に対し、書類を封入する際に書類が重なっていないか、書類と封筒のあて先が一致しているかどうか、複数人で複数回チェックするよう改めて周知した。

【お問い合わせ先】

事務局 総務グループ

電話 072-957-2121